

モーター製品のエネルギー効率ラベルに関する現状について

(2011年7月現在)

モーター製品のエネルギー効率ラベルについては、現在、中国において強制届出登録（備案）の強制規定があります。「国家発展改革委員会及び中華人民共和国品質監督検査検疫総局 第17号令」

モーター類については、第17号令の第三次適用品目リストに記載され、規制の対象になっています。

その対象は小型及び中型非同期三相モーターであり、以下にその適用範囲を示します。

【適用範囲】

電源：690V以下、50Hz、三相交流電源給電

エネルギー効率レベルが2級及び3級の場合：定格効率（消費電力）0.55kW-315kW範囲内

エネルギー効率レベルが1級の場合：定格効率（消費電力）3kW-315kW範囲内

極数が2極、4極、6極のシングルスピード密閉セルフ扇冷却タイプ、N設計の汎用電動機
或いは汎用防爆電動機

適用規格：GB18613-2006

実施開始日：2008年6月1日

上記適用規格は小型モーターには適用しません。

この届出登録制度については、「財建 2010年第232号令」及び「2009年第213号令」による促進措置があり、登録する製品に対し、中国国内で製造し販売する場合には中国国家財政補助を申請することが出来ます。

関連法律のリンク先：

「財建 2010年第232号令」：http://fg.xjlib.org/mzts/zizhiqu/content_1619940.htm

モーター製品省エネ認証実施規則：

<http://jjs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefaui/201006/P020100603343430804947.doc>

「2009年第213号令」：

http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbqt/2009qt/t20090525_281605.htm

省エネ製品の財政補助資金管理弁法（暫定）：

<http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbqt/2009qt/W020090525648764190047.pdf>

なお、小型非同期三相モーターについては、2011年7月13日に中国認証機関CQCより発表があり、小型及び中型の三相非同期モーターのエネルギー効率ラベル認証として、受付を開始しました。したがって、現在はCQCエネルギー効率ラベル認証で、小型モーター（GB25958-2010規定の小型モーター）の登録も可能になりました。

CQCエネルギー効率ラベル認証の適用範囲を以下に示します。参考にしてください。

電源：690V以下、50Hz、交流電源給電

適用範囲：小電力三相非同期モーター（2,4,6極,10-2200W）、コンデンサラン誘導電動機（2,4,6極,10-2200W）、コンデンサ始動誘導電動機（2,4,6極,120-3700W）、デュアルコンデンサ誘導モーター（2,4極,250-3000W）等汎用モーター、及びルームエアコンのファンモーター（4,6,8極,6-550W）

適用規格：GB25958-2010 及び GB18613-2006

以上

お問い合わせ先

東京事業所 国際業務担当グループ

TEL: 03-3466-9818 / FAX: 03-3466-6622

E-mail: kokusai@jet.or.jp